



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 5 月 28 日 (木 曜 日) 第 716 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…… (こども家庭課) 1	
告 示	
○救急病院の認定…… (医療政策課) 2	
○指定障害児通所支援事業者の指定…… (障がい福祉課) 2	
○指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) … (“) 2	
○保安林の指定予定の通知…… (自然環境課) 3	
○公金の支出に関する事務の委託…… (観光推進課) 3	
○家畜伝染病発生の届出…… (家畜防疫対策課) 3	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …… (砂防課) 3	

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出 (7件) …… (団体指導検査課) 4	
○土地改良区の役員の退任の届出 (2件) …… (“) 8	
○土地改良区の定款変更の認可 (3件) …… (“) 8	
○土地改良区連合の役員の退任の届出…… (“) 8	
○建築士免許の取消し…… (建築住宅課) 8	
○入札公告…… 8	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……10	
内水面漁業管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示……11	
正 誤	
○令和8年3月31日付け県公報 (号外第22号) 中……11	

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和45年宮崎県規則第32号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公告の方法)</p> <p>第16条の4 法第33条の2の2第4項に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項を記して14日間当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、県の公報又は新聞紙に掲載して行うものとする。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第16条の4 法第33条の2の2第4項に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項 (以下この条において「公示事項」という。) を14日間不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>公示事項が記載された書面を当該児童相談所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該児童相談所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、県の公報に<u>登載し、又は新聞紙に掲載して行うものとする。</u></u></p> <p>2 前項に規定する不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法は、児童相談所の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機 (児童相談所の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。) とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>児童相談所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p>

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 409号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人東陽会整形外科前原病院	小林市細野2033番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和8年5月30日から令和11年5月29日まで

宮崎県告示第 410号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300513	アフタースクール つむぎ	宮崎県延岡市 650番地5	株式会社建勝	宮崎県延岡市追内町 628番地	令和8年5月30日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4522050550	ぐらんまハウス	児湯郡高鍋町大字 蚊口浦32-10	株式会社アーバンエチュード	児湯郡高鍋町大字 蚊口浦36番地10	令和8年5月15日	共同生活援助

宮崎県告示第 412号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512140312	訪問介護事業所 P o n o	東臼杵郡門川町須賀崎3丁目23番地	合同会社訪問看護ステーションM a h a l o	東臼杵郡門川町須賀崎三丁目23番地	令和8年5月19日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

宮崎県告示第 413号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字桐原 274-1（次の図に示す部分に限る。）、274-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字桐原 274-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めず。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 414号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項の規定により、公金の支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	住所（事務所の所在地）
ひなたNA共同企業体	宮崎県宮崎市高千穂通1丁目6-35オーシャン高千穂通り3F

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
みやざき宿泊旅行需要喚起事業
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

宮崎県告示第 415号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭（羽）数	発生場所（区域）	発生年月日
豚熱	豚	患畜	5	都城市	令和8年4月10日

宮崎県告示第 416号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 荒谷1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡諸塚村大字家代字岩ノ内6893番2
2	〃 〃 〃 〃 6899番2
3	〃 〃 〃 〃 6899番3
4	〃 〃 〃 〃 6805番
5	〃 〃 〃 〃 6805番
6	〃 〃 〃 〃 6805番
7	〃 〃 〃 〃 6890番1
8	〃 〃 〃 〃 6893番2

宮崎県告示第 417号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 荒谷2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱8号を国道 327号線官民地境界線に沿って結んだ線、標柱8号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡諸塚村大字家代字荒谷6441番
2	〃 〃 〃 〃 字岩ノ内6902番5
3	〃 〃 〃 〃 字荒谷6434番1
4	〃 〃 〃 〃 6434番1
5	〃 〃 〃 〃 6430番1
6	〃 〃 〃 〃 6430番1

7	"	"	"	"	6417番地先道路敷
8	"	"	"	"	6406番地先道路敷
9	"	"	"	"	6403番2
10	"	"	"	"	6402番
11	"	"	"	"	6454番地先道路敷

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	仁田脇 眞 二	宮崎市大字新名爪4396番地
理 事	永 野 和 雄	宮崎市大字広原2760番地
理 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地
理 事	奥 松 健 二	宮崎市大字島之内9509番地 3
理 事	長 友 浩 徳	宮崎市大字広原7870番地 2
理 事	日 高 隆 男	宮崎市大字新名爪1938番地
理 事	郡 司 義 信	宮崎市大字芳士2152番地
理 事	河 野 浩	宮崎市波島 1 丁目43番14号イル・ソール 1 - 101号
理 事	児 玉 逸 郎	宮崎市大字島之内7606番地 1
理 事	坂 井 昭 一	宮崎市佐土原町下那珂2968番地11
理 事	永 峰 己 義	宮崎市大字新名爪1281番地 1
理 事	川 島 美 水	宮崎市大字広原5940番地 1
理 事	外 山 啓 次	宮崎市大字島之内3133番地
理 事	清 水 保 彰	宮崎市大字島之内9286番地
監 事	原 田 盛 弘	宮崎市大字島之内7489番地 2
監 事	長 友 泰 彦	宮崎市大字新名爪 6 番地 3
監 事	中 村 政 則	宮崎市大字島之内7458番地 2

(任期：令和10年 3 月 31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 原 榮 伸	宮崎市大字広原5757番地
理 事	仁田脇 眞 二	宮崎市大字新名爪4396番地
理 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地
理 事	奥 松 健 二	宮崎市大字島之内9509番地 3
理 事	長 友 浩 徳	宮崎市大字広原7870番地 2
理 事	外 山 惣 一	宮崎市大字新名爪1281番地 3
理 事	中 原 鉄 雄	宮崎市大字芳士1642番地 2
理 事	河 野 浩	宮崎市波島 1 丁目43番14号イル・ソール 1 - 101号
理 事	児 玉 逸 郎	宮崎市大字島之内7606番地 1
理 事	坂 井 昭 一	宮崎市佐土原町下那珂2968番地11
理 事	日 高 正 俊	宮崎市大字新名爪 121番地 1
理 事	清 水 透	宮崎市大字広原1547番地
理 事	鈴 木 浩 之	宮崎市大字島之内3804番地 2
理 事	井 野 宏 治	宮崎市大字島之内7525番地
監 事	濱 田 広 行	宮崎市大字新名爪1796番地
監 事	原 田 盛 弘	宮崎市大字島之内7489番地 2
監 事	中 村 政 則	宮崎市大字島之内7458番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 丸 秀 秋	宮崎市大字上北方 148番地 1
理 事	吉 野 正 浩	宮崎市大字瓜生野4490番地
理 事	外 山 勝 博	宮崎市大字大瀬町2037番地

理 事	黒 木 光太郎	宮崎市大字糸原3439番地 8
理 事	湯 地 久	宮崎市大字瓜生野 804番地 3
理 事	長 池 岩 男	宮崎市大字瓜生野2655番地
理 事	押 川 光 秋	宮崎市大字大瀬町 725番地
理 事	金 丸 勝 彦	宮崎市大字大瀬町5776番地 2
理 事	日 高 信 広	宮崎市大字上北方 869番地 2
理 事	原 田 俊	宮崎市大字糸原2605番地ロ号
理 事	川 上 健	宮崎市大字糸原 237番地
監 事	松 井 一 郎	宮崎市大字糸原3451番地 4
監 事	大 原 博 文	宮崎市大字大瀬町2125番地
監 事	久木山 克 信	宮崎市大字瓜生野2182番地 3

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 丸 秀 秋	宮崎市大字上北方 148番地 1
理 事	海老原 一 光	宮崎市大字瓜生野3206番地 2
理 事	川 越 定 光	宮崎市大字大瀬町3042番地
理 事	黒 木 光太郎	宮崎市大字糸原3439番地 8
理 事	押 川 芳 彦	宮崎市大字大瀬町 931番地 1
理 事	湯 地 久	宮崎市大字瓜生野 804番地 3
理 事	原 田 俊	宮崎市大字糸原2605番地ロ号
理 事	園 田 孝 志	宮崎市大字瓜生野2264番地
理 事	外 山 康 博	宮崎市大字大瀬町5815番地
理 事	日 高 信 広	宮崎市大字上北方 869番地 2
理 事	田 原 博	宮崎市大字糸原 370番地 2
監 事	井戸川 真 樹	宮崎市大字上北方 791番地 1
監 事	吉 野 正 浩	宮崎市大字瓜生野4490番地
監 事	押 川 光 秋	宮崎市大字大瀬町 725番地

監 事	松 井 一 郎	宮崎市大字糸原3451番地 4
監 事	久木山 克 信	宮崎市大字瓜生野2182番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	内 田 与 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2952番地47
理 事	佐 藤 秀 行	宮崎市佐土原町石崎 2 丁目 5 番地 1
理 事	岩 切 敏 明	宮崎市佐土原町下那珂 141番地 2
理 事	西 岡 賢 治	宮崎市佐土原町下那珂2966番地46
理 事	幸 野 信 行	宮崎市佐土原町下那珂 603番地
監 事	関 屋 秀 隆	宮崎市佐土原町下那珂3454番地 3
監 事	高 橋 治	宮崎市佐土原町下那珂2965番地 1 11

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	近 藤 章	宮崎市佐土原町下那珂2062番地 1
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	福 田 光 洋	宮崎市大字塩路2935番地 1
理 事	原 春 敏	宮崎市佐土原町下那珂2966番地47
理 事	大 西 裕 人	宮崎市佐土原町下那珂3966番地 8
監 事	日 野 弘 行	宮崎市佐土原町下那珂70番地
監 事	高 橋 治	宮崎市佐土原町下那珂2965番地 1 11

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のと

おり届出があった。
令和8年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	近 藤 芳 明	宮崎市村角町萩崎2756番地
理 事	小 川 重 晴	宮崎市村角町水窪2262番地 2
理 事	大田原 保 幸	宮崎市村角町阿波2538番地
理 事	大田原 眞 二	宮崎市村角町橋尊1953番地 1
理 事	福 田 喜光吉	宮崎市村角町安尊2070番地
理 事	石 川 達 明	宮崎市村角町安尊2050番地 2
理 事	石 川 保 明	宮崎市村角町原口2623番地
理 事	兒 玉 隆 明	宮崎市村角町橋尊2012番地 1
監 事	安 井 順 一	宮崎市村角町萩崎2655番地14
監 事	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	後 藤 正 昭	宮崎市村角町北原2244番地 2
理 事	小 川 重 晴	宮崎市村角町水窪2262番地 2
理 事	大田原 保 幸	宮崎市村角町阿波2538番地
理 事	大田原 眞 二	宮崎市村角町橋尊1953番地 1
理 事	福 田 喜光吉	宮崎市村角町安尊2070番地
理 事	石 川 達 明	宮崎市村角町安尊2050番地 2
理 事	石 川 保 明	宮崎市村角町原口2623番地
理 事	近 藤 芳 明	宮崎市村角町萩崎2756番地
監 事	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5
監 事	安 井 順 一	宮崎市村角町萩崎2655番地14

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により

、南田土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 孝 幸	宮崎市佐土原町下那珂 11697番地
理 事	松 浦 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂7267番地
理 事	郡 司 利 明	宮崎市佐土原町下那珂 11052番地
理 事	大 松 繁 光	宮崎市佐土原町下那珂 10799番地 2
理 事	木 田 和 子	宮崎市佐土原町下那珂 11018番地 1
監 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	郡 司 義 博	宮崎市佐土原町下那珂 10738番地

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 孝 幸	宮崎市佐土原町下那珂 11697番地
理 事	松 浦 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂7267番地
理 事	郡 司 利 明	宮崎市佐土原町下那珂 11052番地
監 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	松 浦 正 利	宮崎市佐土原町下那珂 10898番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
理 事	樋 口 信 広	宮崎市佐土原町下田島6378番地 2
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	中 村 敦	宮崎市佐土原町下田島6912番地 4
理 事	岩 切 祐 治	宮崎市佐土原町下田島 12137番地
理 事	福 井 正 彦	宮崎市佐土原町下田島7905番地 1
理 事	吉 原 邦 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	立 山 紘	宮崎市佐土原町下田島6970番地 1

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地 2
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
理 事	樋 口 信 広	宮崎市佐土原町下田島6378番地 2
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	中 村 敦	宮崎市佐土原町下田島6912番地 4
理 事	吉 原 弘	宮崎市佐土原町下田島7890番地 7
理 事	岩 切 祐 治	宮崎市佐土原町下田島 12137番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地

監 事	立 山 紘	宮崎市佐土原町下田島6970番地 1
-----	-------	--------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、小林市土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 園 公 博	小林市細野3482番地
理 事	吉 蘭 和 文	小林市真方3912番地
理 事	内 永 孝	小林市細野4445番地 1
理 事	籠 広 則	小林市真方5605番地 5
理 事	川 野 輝 夫	小林市堤2080番地
理 事	高 崎 俊 広	小林市南西方6421番地 1
理 事	倉 蘭 忠	小林市真方3257番地 1
理 事	柚木脇 充	小林市細野 883番地 1
理 事	山 田 勉	小林市南西方7784番地 3
監 事	仮 屋 俊 昭	小林市細野3141番地
監 事	山 本 晃 三	小林市南西方2066番地 4
監 事	熊ノ迫 哲 郎	小林市南西方5308番地

(任期：令和11年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	富 永 記久男	小林市細野3565番地
理 事	大 部 実 男	小林市真方3742番地 3
理 事	檜 木 睦 男	小林市真方5436番地 1
理 事	川 野 輝 夫	小林市堤2080番地
理 事	温 水 勝 則	小林市南西方6319番地 7
理 事	倉 蘭 忠	小林市真方3257番地 1

理 事	柚木脇 充	小林市細野 883番地 1
理 事	川 野 利 男	小林市南西方4407番地
監 事	永 井 広 行	小林市真方4289番地
監 事	相 場 克 幸	小林市真方3898番地 6
監 事	松ヶ野 博	小林市南西方4478番地 6

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	吉 永 文 貞	都城市乙房町 483番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、吾田土地改良区（日南市）から令和 8 年 3 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から令和 8 年 4 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、山田町土地改良区（都城市）から令和 8 年 4 月 13 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律 第195号）第84条において準用する同

法第18条第18項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鶴 田 定 吉	児湯郡新富町大字下富田1638番地

建築士法（昭和25年法律第 202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免許の取消しをした年月日

令和 8 年 5 月 20 日

2 免許の取消しを受けた建築士

(1) 氏名

大瀬 芳雄

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第6075号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。

入札公告

「海外留学実践体験研修（米国コース、アジアコース）」及び「海外ファームステイ等実践体験研修（オセアニアコース）」業務委託企画提案競技を次のとおり実施する。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

(1) 委託件名 「海外留学実践体験研修（米国コース、アジアコース）」及び「海外ファームステイ等実践体験研修（オセアニアコース）」に係る業務

(2) 委託業務の内容 仕様書のとおり

(3) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 委託契約額の上限

45,677,500円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

3 委託先の選定

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

4 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて、即時に対応できる体制を整えていること。

(2) 本業務の実施に当たって、行政、教育関係機関、企業等の関係機関との連携体制がとれること。

(3) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第 2 条

に規定する入札参加資格を有する者

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
 - (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
 - (8) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がない者
 - (9) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
 - (10) 高校生の留学支援に取り組んだ実績のある者又は提案時点において取り組んでいる者
- 5 契約事項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課 学力向上担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
 - (2) 期間 令和8年5月28日(木)から令和8年6月10日(水)正午まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
県庁ホームページ上でも公開する。
- 6 「海外留学実践体験研修(米国コース、アジアコース)及び「海外ファームステイ等実践体験研修(オセアニアコース)」業務委託企画提案競技実施要領(以下「実施要領」という。)及び仕様書の配布場所及び配布期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課 学力向上担当
 - (2) 期間 令和8年5月28日(木)から令和8年6月10日(水)正午まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
県庁ホームページ上でも公開する。
- 7 企画提案競技事前説明会の日時及び場所
- (1) 日時 令和8年6月12日(金)午後4時30分から
事前説明会参加申込書(様式第1号)を令和8年6月10日(水)正午までに電子メールにて提出すること。
 - (2) 場所 宮崎県防災庁舎 防57号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 8 質問受付
企画提案競技に関する質問がある場合は、次により行うこと。
- (1) 受付期限
令和8年6月19日(金)正午まで
 - (2) 質問方法
企画提案競技質問書(様式第6号)を電子メールにて提出すること。(e-mail:kokokyoiku@pref.miyazaki.lg.jp)
 - (3) 回答方法
質問への回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書を提出した全ての者に電子メールで送付する。(質問者名は公表しない。)
- 9 企画提案競技への参加申込書の提出先、提出方法及び提出期限

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式第2号)を提出するものとする。

- (1) 提出先 宮崎県教育庁高校教育課学力向上担当
 - (2) 提出方法 電子メールにて提出
 - (3) 提出期限 令和8年6月26日(金)正午まで
- 10 企画提案書等の提出先、提出方法及び提出期限
- (1) 提出先 宮崎県教育庁高校教育課 学力向上担当
 - (2) 提出方法 持参又は送付(送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
 - (3) 提出期限 令和8年7月7日(火)正午まで(必着)※送付の場合も同様
 - (4) 提出書類
ア 見積書(各委託業務の積算内容が分かるように記載すること)1部
イ 会社概要1部
ウ 業務実績(過去5年以内の県及びその他の地方公共団体等との契約実績)1部
エ 提案書(正本に様式第4号を添付すること)正本1部、副本4部
オ 誓約書(様式第5号)
カ 参考資料やカタログ等(必要に応じて)5部
- 11 契約締結等
- (1) 採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。なお、契約手続に要する費用は、受託者負担とする。
 - (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
 - (3) 契約保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。
- 12 企画提案の無効
次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。
- (1) 参加する資格のない者又は上記4の要件を満たさなくなった者
 - (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
 - (3) 2件以上の企画提案をした者
 - (4) 事前説明会に参加しなかった者
 - (5) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
 - (6) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
 - (7) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
 - (8) 二人以上の代理人をした者
 - (9) 見積書について、金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- 13 その他
- (1) 提案は1者1案とし、企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
 - (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。なお、提出された提案書及び資料は返却しない。
なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
 - (3) 企画提案競技への参加申込み後に辞退を申し出る場合は、辞退届(様式第3号)を提出すること。

- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と受託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) 実施要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則に定めるところによる。
- 14 選定結果の通知
令和8年7月中旬(予定)
採択・不採択にかかわらず書面で通知する。
- 15 問合せ先
宮崎県教育庁高校教育課 学力向上担当
電話：0985-26-7033
- 16 Summary
 - (1) Nature of service required: Consignment work related to the "Promoting Connection with the World: High School Students Study Abroad Support Project" (the U.S. Course, the Asian Course, the Oceanic Course) .
 - (2) Deadline for submitting proposals: By noon, July 7, 2026
 - (3) Point of contact: High School Division, Board of Education, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10 Tachibanadorihigashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8502, Japan, TEL: 0985-26-7033

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年5月28日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	令和8年7月30日(木)から同年8月6日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があ

ること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市宮崎駅東3丁目6番地7
宮崎身体障害者福祉会館
電話0985-29-0887

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	令和8年6月22日(月)から7月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込み時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 174号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面における水産動植物の繁殖保護を図るため、コウライオヤニラミの取扱いについて、次のとおり指示する。

令和 8 年 5 月 28 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安 本 潤 一

1 持出しの禁止

宮崎県内の河川等の内水面（公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面）において、コウライオヤニラミ（卵を含む。以下同じ。）を採捕した者は、これを生かしたままその場から持ち出してはならない。

2 移植の禁止

宮崎県内の河川等の内水面（公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面）において、コウライオヤニラミを移植してはならない。

3 指示の有効期間

令和 8 年 5 月 28 日から令和 11 年 8 月 4 日まで

4 委員会指示の廃止

次の宮崎県内水面漁場管理委員会指示は廃止する。

令和 6 年 8 月 5 日付け第 168号

正 誤

令和 8 年 3 月 31 日付け県公報（号外第 22号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	32	第 177条の10第 1 項	第 177条の10第 1 項
8	右	31	特殊用途車	特種用途車
9	左	40	附則第 5 条の 2 の 2	附則第 5 条の 2 の 2
9	右	40	附則第 5 条の 2 の 2	附則第 5 条の 2 の 2

--	--